

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年12月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第27号）の施行期日は、平成27年12月19日とする。

(建設局自転車政策推進室)